

# 「定住外国人の業務に必要な日本語能力実態調査」

調査実施：静岡県

調査への御協力をお願い

## 1. 調査の目的

- この調査は、定住外国人の方々の就労に必要なとされている日本語能力を、業種・業務毎に把握することを目的としています。

### \* 定住外国人とは

日本への永住や一定期間にわたる居住が認められており、就労制限がなく、日本人と同様に働くことができる外国人の方です。具体的には以下の在留資格の外国人です。

永住者	永住許可者（戦前から居住する朝鮮、中国出身者及びその子孫を含む）
日本人の配偶者等	日系2世、日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生した子
定住者	日系3世、中国在留邦人、第三国定住難民等

## 2. 調査の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規職員が解雇されたり雇い止めされたりする事態が生じています。県内に住む定住外国人の雇用形態は約6割が非正規であり、日本語が十分にできない等の理由により、企業との接触が難しく就職が困難な状況にあります。

## 3. 調査用紙の配布と調査結果の分析

- 本調査は、一般財団法人静岡経済研究所の「静岡県会社要覧」及び「静岡県社会福祉施設等一覧」をもとに、外国人の方が従業している可能性の高い業種を中心に発送しています。
- 御回答いただいた内容については、個々の企業名が特定されないようにして分析します。
- 調査票の作成や調査結果の分析については、静岡文化芸術大学文化政策学部の池上重弘教授に御協力をお願いしています。

## 4. 調査結果の活用

- 調査結果を集計・分析し、定住外国人の方々の就職に向けた職業訓練のカリキュラム構築に役立てます。具体的には業務上必要とされる日本語のレベルを明らかにし、在職者訓練に活用してまいります。
- 職業訓練カリキュラムの充実により、企業の皆様の人材確保につながればと考えています。
- また、現在、定住外国人の方が従業されていない企業の皆様には、業務毎に必要な日本語レベルが異なることを御理解いただき、是非とも、採用について御検討いただければと思います。

## 5. 調査結果の公表

- 集計・分析ができ次第、速やかに県ウェブサイトで公開いたします。

### <お問い合わせ・連絡先>

静岡県経済産業部労働雇用政策課(中村・山内)

電話：054-221-2811 メールアドレス：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp



### ● 御記入にあたってのお願い

- ・QRコードからオンラインで回答をお願いします。【12月7日（月）まで】

URL: [https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=3501](https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3501)

- ・なお、インターネット環境が整っていない企業においてはファックスでの回答も可能です。

FAX:054-250-8770（一般財団法人静岡経済研究所）

※ 調査票の発送・集計業務を一般財団法人静岡経済研究所に委託しています。

※ 回答時間は5分程度です。